

特別計画協定区域等の一覧表

1. 特別計画協定区域及び特別計画協定促進区域指定状況

(平成24年1月25日 現在)

番号	地区名	名称・事業目的	面積 (ha)	促進	協定	まちづくりの目的・推進状況
1	滝の谷 長間	ふるさとびあ計画 (農村活性化 住環境整備事業)	96.8	①	㊦	農村活性化住環境整備事業と併行して地域住民による独自の事業を展開している(城山自然公園整備、展望台建設、花卉栽培・果樹栽培等を組入れたまちづくり、水質浄化の取組等)。H15年度事業終了・H17年度土地改良区解散。協定期間満了及び事業終了に伴いふるさとびあ協定(土地利用)は終了。現在は長間地区の水質協定のみのみ。
			うち 水質協定55.3			
2	子隣	土地改良総合整備事業	15.5	㊦	㊦	土地改良総合整備事業と併行して地域の水質浄化に取り組んでおり、区域内で宅地開発を行う業者と合併浄化槽の設置協定を締結した(46戸)。事業はH9年度完了済。H20年に協定期間満了。
3	初馬	土地改良総合整備事業	17.9	㊦	㊦	土地改良事業による優良農地の確保、道路・交通体系の整備と併せ、初馬区全住民が利用できるコミュニティ施設の整備を図り、農住共存型のまちづくりを進めるべく取り組んでいる。土地改良事業はH10年度完了済。H20年に協定期間満了。
4	じょうじゅの谷	土地地区画整理事業	30	㊦	㊦	周辺地区の都市化に関連し、乱開発やスプロール化が懸念されるため、「まちづくり計画案」に基づく土地地区画整理事業により、適正・有効な土地利用を図るべく計画を策定した。事業化の時期は宅地の需給や景気動向等によることとしたが、実現が難しいため、平成16年の協定期間満了を以て廃止された。
5	満水 東山口	住宅団地・工業団地造成	170	②	㊦	恵まれた自然環境や生態系を保全するため、地形を生かす土地利用を指向し、住・商・工が共存する緑豊かなまちづくりを推進すべく「まちづくり計画案」がまとまっている。事業化の時期は宅地の需給や景気動向等による。
			903			
6	原田	第2東名高速道路 建設に伴うまちづくり (協定寺島・幡鎌地区)	44.5	③	㊦	第2東名IC周辺地域について、隣接集落の生活・生産環境の整備と地元活用できる用地・公園等を組み入れた適正・有効な土地利用を図り、活力あるまちづくりを進めるための基本構想づくりの段階である。
		水質浄化まちづくり計画協定	2,457.29			
7	大池 下垂木	宅地造成事業 (協定第2秋葉路)	8.8	⑤	㊦	自然環境や水辺を生かしつつ、三世同居や住む人のコミュニケーションを大切にす潤いと安らぎのある住環境を指向し、「秋葉路」に連続する緑豊かな美しいまちづくりを行う。H10年度事業完了済。
			うち協定6.9			
8	原泉	森の都づくり計画	3,000	①	㊦	森林の保全と住環境整備、地域活性化を目指す「森の都づくり計画」と併行して、水源地域として水質浄化を図るため全戸合併浄化槽設置への取り組みを進めている。
		まちづくり計画協定 (居尻・萩間地区)	506			
9	平野	まちづくり計画協定	20		㊦	地区全体の秩序ある土地利用を図るため、将来の土地利用マスタープラン(地区総合計画)を策定し、良質地域づくりを推進している。本計画は「都市計画法の地区計画」の農村バージョンとして、本市における計画策定第1号である。
10	西山	まちづくり計画協定	100	⑦	㊦	第一東名と第二東名を結ぶ(仮称)北環状線の計画がきっかけで、住み良い地域づくりを目指して、地区の問題点を洗い出すとともに、道路建設に伴う土地利用の研究検討を行い、地区土地利用構想を策定した。現在計画実施の為に活動を行っている。
11	篠場	まちづくり計画協定	60	⑨	㊦	小笠山総合運動公園等の大規模プロジェクトの工事が本格化し、今後無秩序な開発が予想されるため、スプロール化を防ぐとともに、快適で住みやすい地区とするための基本構想を策定した。
12	日坂	宅地造成事業	11	②	㊦	茶業振興と住宅団地造成と日坂の宿場おこしの3本柱により地域活性化を図る計画で宿場おこしの活動は宿場の面影を残す建物を保存しつつ、歴史文化遺産を掘り起こして伝承しようとするものである。
		水質浄化まちづくり計画協定	822			
13	上内田	水質浄化まちづくり計画協定	1,080	⑨	㊦	市が推進する5つのベストミックスによる全市域の下水道整備計画に沿って、農業集落排水事業並びに合併処理浄化槽の設置による水質浄化を図る。
14	飛鳥	まちづくり計画協定	90	⑥	㊦	民間宅地開発計画がきっかけで、住民主体の土地利用構想策定の活動が開始され、開発と自然環境の保全を併行共存させるまちづくり計画を策定。五共益・五良質体制の成立を条件とし、まちづくり計画に基づき誘導・規制を図る。
15	成満水	土地地区画整理事業	21.5	①		用途区域内の未整備地区であるため、土地地区画整理事業により整備を行うことで合意形成がされているが、河川改修等諸問題の調整・解決をまって具体化させる方針。
16	下垂木	土地地区画整理事業	48.2	②		民間開発等によりスプロール化が進み、道路・交通体系や排水、水質等の問題を抱えているため、計画的なまちづくりを進めるべく、土地地区画整理事業を含む様々な手法を検討している。
17	上垂木	知山の里づくり	84	②	㊦	ねむの木村(福祉施設)と知山地区の住環境整備、活性化を目指す地域づくりを一体的に進めることで、相乗効果の高いまちづくりを目指している。
		水質浄化まちづくり計画協定	956			
18	水垂安養寺	土地改良事業	30	⑤		優良農地の造成と非農用地創設による流通業務用地造成を事業目的としてH6.12/3土地改良区を設立。流通業務用地造成及び土地改良とも完了済。
19	東山口	県営 農地総合開発整備事業	144.0	⑥	㊦	県営農地総合開発整備事業による基盤整備と併せ、将来とも農地として活用する生産体制、地域の確立、整備された農地を活用する「さんしか村構想」の具体化を図る。
		水質浄化まちづくり計画協定	1,027			

※ 促進区域指定を受けた地区で特別計画協定を締結した区域については、「2. 特別計画協定促進区域の内訳」の指定面積は特別計画協定区域を締結もしくは、廃止した区域は除かれています。

番号	地区名	名称・事業目的	面積 (ha)	促進	協定	まちづくりの目的・推進状況
20	第1期 公共下水道 整備地区	水質浄化まちづくり計画策定	99	⑧		市内初の公共下水道が平成13年4月供用開始することにもない、第1期公共下水道整備地区を「全戸が公共下水道に加入し、住環境の向上と水質浄化を図る区域」として住民意識の高揚を図り、地域ぐるみで水質浄化を推進していくことを目的としている。
21	幡鎌	まちづくり計画協定	137	⑨	㊦	地区内を縦断する掛川西環状線のルート決定や、企業所有地の土地利用動向を見据えながら、快適で住みやすいまちづくりの基本構想を策定し、合わせて地区が抱える宅地・農地・道路・河川に関わる問題等の解決を図る。
22	満水	まちづくり計画策定	150	⑩		満水・東山口地区の特別計画協定区域北側に新エコポリス、新清掃センターが計画されたことにより、満水地区全域の一体的な土地利用構想を実現するため、まちづくり計画を策定する。
23	倉真	まちづくり計画協定 (水質浄化)	1,603	⑪	㊦	地区内に残る豊かな森林や倉真川等、都市部には見られない貴重な地域資源とそこに生活する人々が共に益する集落環境の維持、活用を目指し、水質浄化を中心とした計画を策定し、まちづくりをすすめる。
24	中	水質浄化まちづくり計画協定	398	㊦	㊦	浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を行い、地域および下流域の水質浄化を図る。
25	中方	水質浄化まちづくり計画協定	134.49		㊦	浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を行い、地域および下流域の水質浄化を図る。
26	西郷	水質浄化まちづくり計画協定	1,140		㊦	浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を行い、地域および下流域の水質浄化を図る。
27	岩滑	水質浄化まちづくり計画協定	173		㊦	浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を行い、地域および下流域の水質浄化を図る。
28	小貫	水質浄化まちづくり計画協定	159.5		㊦	浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を行い、地域および下流域の水質浄化を図る。
29	高瀬	水質浄化まちづくり計画協定	314		㊦	浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の設置を行い、地域および下流域の水質浄化を図る。
合 計			15,261.98			市域の比率 57.5%
促進区域(協定除く)			10箇所	1,448.1		市域の比率 5.5%
協定区域			23箇所	13,947.98		市域の比率 52.5%
終了区域			4箇所			

・日坂地区は促進区域と協定区域が重複するため、面積の合計で-11ha分調整している。上垂木地区は促進区域と協定区域が重複するため、面積の合計で-84ha分調整している。東山口地区は促進区域と協定区域が重複するため、面積の合計で-144ha分調整している。

2. 特別計画協定促進区域の内訳(協定区域面積は除く)

表示	促進区域指定年月日	地区数	指定面積	市域の比率
①	平成4年2月14日	1	21.5ha	0.1%
②	平成4年10月28日	3	143.2	0.5
③	平成5年3月25日	1	858.5	3.2
④	平成5年7月13日	0	0	0
⑤	平成6年3月1日	2	31.9	0.1
⑥	平成7年2月16日	1	144	0.5
⑦	平成9年7月1日	0	0	0
⑧	平成11年3月31日	1	99	0.4
⑨	平成11年12月13日	0	0	0
⑩	平成13年11月29日	1	150	0.6
⑪	平成15年1月24日	0	0	0
⑫	平成16年2月6日	0	0	0
⑬	平成18年7月6日	0	0	0
⑭	平成20年7月18日	0	0	0
計		10	1,448.1	5.5

3. 特別計画協定区域の内訳

表示	協定区域指定年月日	地区数	指定面積	市域の比率
①	平成5年7月30日	㊦	21.5 ha	0.1 %
②	平成6年8月31日	㊦	143.2	0.5
③	平成7年2月16日	4	276.7	1.0
④	平成7年7月7日	1	3,000	11.3
⑤	平成10年3月25日	1	20	0.1
⑥	平成10年8月3日	1	100	0.4
⑦	平成12年4月4日	1	60	0.2
⑧	平成13年4月6日	2	1,902	7.2
⑨	平成13年11月29日	1	90	0.3
⑩	平成15年2月12日	1	137	0.5
⑪	平成16年2月10日	1	1,603	6.0
⑫	平成17年12月2日	1	506	1.9
⑬	平成19年3月1日	2	1,354	5.1
⑭	平成21年2月17日	1	1,027	3.9
⑮	平成22年3月25日	1	2,457.29	9.3
⑯	平成23年3月25日	1	134.49	0.5
⑰	平成23年6月28日	1	1,140	4.3
⑱	平成24年1月25日	1	173	0.7
⑳	平成24年1月25日	1	314	1.2
計		23	13,947.98	52.5

・原泉地区は協定区域の指定が重複しているため、面積の合計で-506 ha分調整している。

は、10条の届出が必要な地区。倉真地区は水質浄化協定だが、地元の意向により提出することになっている。

掛川市全体面積
26,563 ha

